支給申請に必要な書類等

D 申請期間	主な確認事項
1 正社員化した日	・正社員化した日がキャリアアップ計画期間内か
2 申請期間	・正社員化後6か月分の賃金支払日翌日から2か月以内か
2)申請書類	主な確認事項
1 キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)	・記入漏れがなく、記載事項が適切か
2 正社員化コース内訳 (様式第3号・別添様式1-1)	・記入漏れがなく、記載事項が適切か
3 正社員化コース対象労働者詳細 (様式第3号・別添様式1-2)	・正社員化後6か月分の賃金支払日が正しく記入されているか (締切日と支給日が基本給と残業代で分かれていないか注意)
	・正社員として雇用することを前提として雇い入れられた有期雇用労働者等でないが
	・事業主または取締役の3親等以内の親族でないか
	・正社員化した日から定年までの期間が 1 年以上あるか
4 支給要件確認申立書 (共通要領様式第1号)	・記入漏れがなく、記載事項が適切か(問4~15について「いいえ」がある場合、 成金の支給を受けることはできません)
5 支払方法・受取人住所届 ※未登録または振り込み口座変更の場合に限る	・記入漏れがなく、記載事項が適切か
③添付書類	ー ・・・主な確認事項
1 管轄労働局長の認定を受けた キャリアアップ計画(写) (変更届を提出している場合、当該変更届を含む。)	・正社員化の前日までに受理されているか
2 正社員化前後の就業規則 または労働協約等(写)	・就業規則に労働基準監督署の受理印があるか
	・労働者が10人未満の場合、労働者代表と事業主の氏名等を記載した申立書がある
	・転換制度(手続き、要件、実施時期)について明示・周知されているか
	・転換制度に基づき正社員化しているか
	・賃金規定等を別途作成している場合、当該賃金規定等が提出されているか
	・正社員化後に「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されていることを 認できるか
	・正社員化前に「賃金の額または計算方法が正社員と異なる就業規則」の適用を6月以上受けていることを確認できるか
	・有期雇用労働者からの転換の場合、契約期間に係る規定を確認できるか
3 対象労働者の正社員化前後の雇用契約書 または労働条件通知書等(写)	・正社員を前提として雇い入れられた有期雇用労働者等でないか
	・正社員化前の雇用期間が6か月以上であるか (有期雇用労働者の場合は雇用された期間が3年以内)
	・就業時間、賃金形態等が就業規則と一致しているか
	・正社員化した日から定年までの期間が1年以上あるか
4 対象労働者の正社員化前後の賃金台帳等(写) 及び賃金台帳3%以上増額に係る計算書 (賃金上昇要件確認ツール等)	・正社員化前6か月、正社員化後6か月分があるか (正社員化後について勤務した日数が11日以上の月が6か月に達するまでの月分) (有期実習型訓練修了者の場合は、訓練開始日から正社員化後6か月分) (特定紹介予定派遣労働者の場合は、紹介予定派遣開始日から正社員化後6か月分)
	・正社員化後6か月の賃金が正社員化前6か月間の賃金より3%以上増額している
	・正社員化後、社会保険料や雇用保険料の控除が確認できるか
5 対象労働者の正社員化前後の出勤簿 またはタイムカード等(写)	・正社員化前6か月、正社員化後6か月分があるか (正社員化後について勤務した日数が11日以上の月が6か月に達するまでの月分) (有期実習型訓練修了者の場合は、訓練開始日から正社員化後6か月分)

代理人の場合

1 委任状

・委任状(原本)が添付されているか

その他、追加で必要な書類等

中小企業事業主の場合(常時雇用する労働者の数で中小企業事業主であることを証明する場合)

1 事業所確認票(様式第4号)

・中小企業事業主であることが確認できるか

対象労働者を多様な正社員へ正社員化した場合

- 1 多様な正社員の雇用区分が規定されている 就業規則または労働協約等(写)
- ・多様な正社員の雇用区分が規定されていることを確認できるか
- ・多様な正社員への転換制度が規定されていることを確認できるか
- ・賃金の算定方法等の労働条件について、正社員待遇が適用されているか
- 2 正社員に適用されている就業規則または労働協約 (写)

1 母子家庭の母または父子家庭の父を確認できる書類

- ・通常の正社員に適用されている労働条件が確認できるか
- 3 正社員化した日に雇用されていた正社員の 雇用契約書等(写)
- ・通常の正社員に適用されている労働条件が確認できるか

対象労働者に母子家庭の母等または父子家庭の父を含んでいる場合

- ・正社員化した日において母子家庭の母または父子家庭の父であることが確認できるか ①~⑦のいずれか(父子家庭の父の場合は、②、④~⑦のいずれか)
 - ①遺族基礎年金に係る国民年金証書
 - ②児童扶養手当の支給に関する書類
 - ③母子福祉資金貸付金に係る貸付決定通知書
 - ④市区町村または社会保険福祉事務所長が発行する特定資格証明書
 - ⑤母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類
 - ⑥児童扶養手当資格喪失通知書及び母子家庭の母等申立書 (様式第3号・別添様式1-3)
 - ※①~⑤までにより難しい場合に限る
 - ⑦住民票及び母子家庭の母等申立書

(様式第3号・別添様式1-3-1または別添様式1-3-2)

※①~⑥までにより難しい場合に限る

対象労働者に人材開発支援助成金に係る特定の訓練を修了した者を含んでいる場合

1 人材開発支援助成金の支給決定通知書(写)

・人材開発支援助成金の支給決定を受けていることを確認できるか

※該当する場合のみ

(写)

- 2 a 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) に規定す る定額制訓練を修了した者である場合は、定額制サービス による訓練を受講したことを証明する書類(修了証等)
 - b 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)に規定す る長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務等制度を 活用して自発的に取り組んだ訓練を修了した者である場合 は、教育訓練等が休暇中に実施されたことを証明するため の書類(修了証等)または教育訓練等が制度適用中に実施 されたことを確認する書類(修了証等)
- ・対象労働者について人材開発支援助成金に係る特定の訓練を修了したことを確 認できるか

派遣労働者を直接雇用した場合

- 1 直接雇用前の労働者派遣契約書(写)
- ・同一の組織単位において6か月以上の期間継続したことが確認できるか

2 派遣先管理台帳(写)

- ・同一の組織単位において6か月以上の期間継続したことが確認できるか
- 3 直接雇用前の賃金が確認できる書類(写)
- ・賃金が確認できるか

特定紹介予定派遣労働者を直接雇用した場合

- 1 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約書(写)
- ・紹介予定派遣であることが確認できるか(上記記載と同一の場合は省略可)
- 2 履歴書、職務経歴書等の職歴が確認できる書類 (写)
- ・職歴が確認できるか
- ※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。 主な確認事項以外にも確認事項がありますのでご注意ください。